

令和8年度八王子市障害者通所施設等整備費補助事業及び 八王子市障害者（児）施設整備費補助事業方針

この方針は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、本市における障害者施設の現状を踏まえ、障害者を取り巻く課題の解決や、公共の福祉に資する整備を行うための指針を定める。

【基本的な考え方】

八王子市障害者通所施設等整備費補助事業及び八王子市障害者（児）施設整備費補助事業について、八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における取組みを推進するための整備を優先する。

【必須事項】

- ① 入所施設については、地域生活移行に資する取組みを行い、地域コミュニティの醸成における地域への貢献を踏まえた整備を行うこと。また、一時保護機能をもち緊急時の対応を行い、福祉避難所等地域での防災機能をもつ施設の整備であること。
- ② 上記①以外の施設については、以下2点の要件を満たすこと。
 - 重度障害者（児）が利用できる施設の整備
重度障害者（児）とは「障害支援区分」が5または6の状態の利用者を指す。その利用者の合計が全定員の8割以上、かつ、そのうち以下のいずれかの状態にある障害者（児）が利用していることを必須とする。
 - ・重症心身障害者（児）（大島分類1～4）
 - ・医療的ケアが必要な障害者（児）
 - ・強度行動障害の状態にある者（児）（「行動関連項目」による判定10点以上）
 - 以下の要件をすべて満たし安全性が確保された施設の整備
 - ・フルバリアフリー対応
 - ・新耐震基準の適合
 - ・ハザードマップ上、安全な区域に設置
 - ・市街化区域内に設置

【その他留意事項】

- 八王子市在住の利用者の受け入れに努めること（概ね8割以上の受け入れを想定）。
- 公費が投じられることを踏まえた施設の必要性、具体的な需要の把握を行うこと。
- 令和8年度事業の詳細が国より示されていないことから、今後整備基準や単価等変更となる場合があることを了承すること。